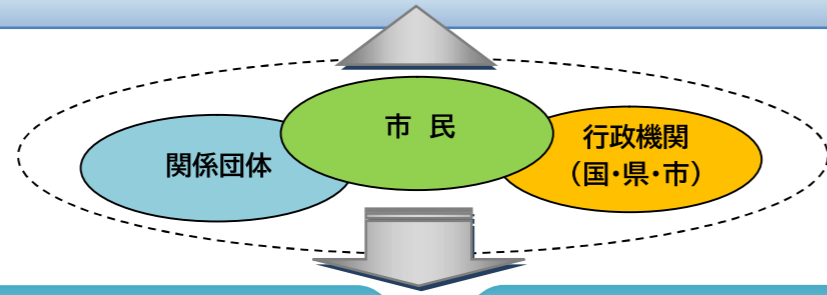


第1章 基本理念

交通安全の確保は、市民の安全で快適な生活環境の実現の基本として、現在及び将来にわたって維持されなければならない(松本市交通安全基本条例第2条第1項)。



第2章

現 状

- 1 高齢者人口の増加に伴い、全事故に対する高齢運転者の割合が増加
- 2 依然として全交通事故に占める自転車に関連する交通事故の割合が高い。県下平均と比較しても多く発生している。
- 3 子どもの事故は緩やかな減少傾向だが、重傷者数はほぼ横ばい
- 4 交差点での強引な右折や信号交差点での見切り発進などが問題視されている。

課 題

- 1 高齢者が関連する交通事故の削減
- 2 自転車に関連する交通事故の削減
- 3 子どもが関連する交通事故の削減
- 4 交通マナーの向上

第3章

基本方針と目標

方 針

交通事故総量の抑制を図る。
特に高齢者、自転車関連事故、子ども及び歩行者関連事故の減少に留意する。
また、交通事故への備えについても啓発を図る。

目 標

- 【令和7年の目標】
《長野県の目標から》
重傷者数 60人以下 (死者数3人以下)
- 《松本市の課題などから》
高齢者が関連する交通事故の重傷者数 25人以下
自転車に関連する交通事故の重傷者数 15人以下
子どもが関連する交通事故の死傷者(うち重傷者)数 45人(5人)以下
歩行者が関連する交通事故の重傷者数 20人以下

1高齢者の安全確保

例 夜光反射材の配布
歩道の整備
街頭指導の強化

2自転車の安全確保と遵法意識の向上

例 自転車利用環境の整備
体験型交通安全教室の開催
街頭指導の強化

3子どもの安全確保

例 チャイルドシートの正しい使用
通学路の安全対策
街頭指導の強化

4歩行者の安全確保と遵法意識の向上

例 横断歩道ルール・マナーアップゾーン 30の設定
自動車の速度抑制対策

5交通マナー向上の啓発

例 効果的な広報
街頭指導の強化

6交通事故への備え

例 任意の自動車保険への加入促進
自転車保険への加入促進

※国の目標
令和7年までに重傷者数を 22,000 人以下 (死者数 2,000 人以下)
※長野県の目標
令和7年までに重傷者数を 500 人以下 (死者数 45 人以下)

第4章

講 ず る 施 策

□ : 達成指標あり

第1節 交通環境の整備

1 道路整備による交通環境改善の推進

- (1) 生活道路における交通安全対策の推進
- (2) 通学路における交通安全対策の推進
- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (4) 踏切道における交通安全対策の促進
- (5) 災害に備えた道路環境整備の促進

2 交通需要マネジメントの推進

- (1) 交通渋滞解消・改善対策の推進
- (2) 自転車利用環境の更なる整備
- (3) 総合的な駐車対策の推進

3 交通安全に寄与する交通環境の整備

- (1) 道路の使用及び占用の適正化
- (2) 子どもの遊び場等の確保
- (3) 積雪・凍結時への対応

第2節 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- (1) 幼児に対する交通安全教育
- (2) 小学生に対する交通安全教育
- (3) 中学生に対する交通安全教育
- (4) 高校生に対する交通安全教育
- (5) 成人に対する交通安全教育
- (6) 高齢者に対する交通安全教育
- (7) 障害者に対する交通安全教育
- (8) 外国人に対する交通安全教育

2 効果的な交通安全教育の推進

- (1) 参加、体験、実践型の教育方法の活用
- (2) 効果的な教材等の充実

3 交通安全に関する普及啓発活動の推進

- (1) 交通安全運動の推進
- (2) 横断歩行者の安全確保
- (3) 自転車の安全利用の推進
- (4) 全席シートベルト着用・チャイルドシートの正しい使用の徹底
- (5) 反射材・自発光材の普及促進
- (6) 夕暮れ時、夜間の交通事故防止の推進
- (7) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- (8) 交通マナーアップの推進と効果的な広報の実施

4 交通指導の強化等

- (1) 効果的な街頭活動の実施
- (2) 自転車利用者に対する指導の実施
- (3) 暴走行為阻止のための環境整備

第3節 交通事故への備え

1 損害保険等への加入促進

- (1) 任意の自動車保険(自動車共済)への加入促進
- (2) 自転車事故に対応する損害賠償保険への加入促進
- (3) 長野県民交通災害共済への加入促進

2 救助・救急活動への協力

- (1) AEDの使用を含めた救急救命法の普及啓発活動の促進
- (2) 松本広域消防局との協力・連携